

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第22号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名古屋市大曽根駐車場	午前 6 時30分から翌日の午前 1 時まで
------------	------------------------

」

を

「

名古屋市大曽根駐車場	午前 0 時から午後12時まで
------------	-----------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。